

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年6月17日 12時00分ごろ
発生場所	沖縄県渡嘉敷村クエフ島南方沖 クエフ島南方灯標から真方位103°570m付近 (概位 北緯26°14.7' 東経127°33.5')
事故の概要	プレジャーボートBURABUSは、錨泊した後、漂流して干出浜（さんご礁）に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年7月16日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート BURABUS、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	280-41865 沖縄、有限会社河瀬塾
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破損及び擦過傷、プロペラ及びトリムタブに曲損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南東、風速 約4.2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.4m、波向 北、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、ダイビングポイントの調査（以下「本件潜水調査」という。）の目的で、1人乗組みの水上オートバイと共に出港した。</p> <p>本船は、クエフ島南方沖のさんごが点在する海域で錨泊した後、船長以外の2人が本件潜水調査を行い、船長が、水上オートバイに乗り、海上から本件潜水調査の支援を行っている時、漂流を始めた。</p> <p>船長は、本船が漂流していることに気付き、本船に乗り移ってアンカーを揚収したところ、アンカーアームが破損していることを確認し、付近海域の状況からアンカーが岩に引っ掛かったと思った。</p> <p>本船は、船長がすぐに機関を始動しようとしたが間に合わず、さんご礁に乗り揚げた。</p>
分析	本船は、錨泊中、アンカーアームが破損したことから、アンカーの効果を得られず、漂流してさんご礁に乗り揚げたものと考えられるが、アンカーアームが破損した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、錨泊中、アンカーアームが破損したため、アンカーの効果を得られず、漂流してさんご礁に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 錨地を選定する際、底質が砂や泥など錨の効きのよい錨地を選定すること。 |
|--|--|